

4 学校いじめ防止基本方針

(沖縄県いじめ防止基本方針参照:最終改訂平成30年6月14日)

【第1】 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめは、**全ての児童生徒に関係する問題である**。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない**。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、**児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない**。

加えて、いじめの防止等の対策は、**いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない**。

(3) 「いじめ」の判断

「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ	
いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、 多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない 。 例：いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例：ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が 気づいてない 場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆ 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨ 性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、**早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。**

【第2】 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

① 構成員

ア 通常

- ・ 週明け職員終礼後の小中各部会：週1回実施
小) 教頭、小学校職員 中) 校長、中学校職員
- ・ 生徒支援委員会：月1回実施
管理職、小中担当教員（生徒指導担・教育相談・特別支援）、養護教諭

イ 重大事態発生【以下の組織を設置】

※調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定

- ・ 学校いじめ問題専門委員会：学校が調査主体の場合
管理職、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、その他関係の深い職員や関係機関（村教育委員会、学校医、所轄署等）
- ・ 渡嘉敷村いじめ問題専門委員会：教育委員会が調査主体の場合
教育委員会職員、弁護士、医師、臨床心理士、警察官、学識経験者等

※可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させる。

② 組織の役割

- ・ 未然防止の取組
- ・ いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・ いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・ 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（入学式・始業式等で生徒保護者への周知）
- ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施

- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・ 重大事態への対応

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止のための取組

ア 児童生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組

- ・ 集会の際に「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の職員が取組を説明する等
- ・ 学校評価アンケートに記述項目を設置
- ・ スクールカウンセラーの活用紹介

イ 職員の共通理解を図る取り組み

- ・ 毎週月曜日、職員**終礼**後の小中各学部での関連する事案を共有
- ・ 月一回の**生徒支援委員会**での関連する事案を共有
(校長・教頭・小中生徒指導・小中教育相談・小中特別支援)
- ・ 教育相談週間の相談状況及び内容の共有

② 早期発見のための取組 (※ 些細な事案でも取り上げる。)

- ・ 出席簿を検証する (2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認)。
- ・ 毎月のアンケート調査を実施する (小：いじめアンケート、**中：教育相談アンケート**)。
- ・ 「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
- ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底

(発見者→担任→教務主任→教頭→校長→拡大委員会 (学校いじめ問題専門委員会設置も検討))

※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

③ いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進め、迅速に詳細を確認する。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、**その全てが厳しい指導を要するわけではない**。
例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ情報共有する。

④ 関係者への対応

◆被害者への対応

- ・ 被害者(知らせた者を含む)の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人(友人、教員、家族、地域の人等)と連携し、**寄り添う体制**をつくる。

◆被害保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、**丁寧な説明・対応**を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、**家庭訪問等**を行い、事実関係を伝えると共に協力
- ・ 連携体制を整える。

◆加害者への対応(支援を含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事情を確認 ・ いじめは人格を傷つける(生命、身体又は財産を脅かす)行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要ときは関係機関との連携を行う。 ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。
◆いじめをはやし立てる児童生徒への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。
★関係機関との連携・ 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上
<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課(Tel.866-0110)、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。 ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

- ⑤ 生徒指導体制 【教育計画 P : 問題行動発生とその流れ参照】
- ⑥ 教育相談体制 【教育計画 P : 教育相談の実施方法参照】
- ⑦ 校内研修の実施 【教育計画 P : 校内研修日程参照】
- ⑧ 年間計画

◎	◎ <u>いじめアンケート・教育相談アンケート</u> 、集約、分析、組織的対応の確認(毎月1回:生徒指導担当)
◎	◎教育相談週間(各学期1回:教育相談担当)
◎	◎スクールカウンセラー希望及び支援生徒面談(県5回/年、村4回/年:教育相談担当)
◎	◎生徒、保護者学校評価アンケート調査、集約、分析、組織的対応の確認(1・2学期末:教頭)
◎	◎道徳、学活、教科(各授業:各学級担任、教科担任)
◎	◎朝会(校長・関係職員による講話等)
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針読み合わせ(職員会議:教頭) ○生徒及び保護者への周知(入学式、始業式等年度当初行事:担任) ○前年度のいじめ事例紹介等(校内研修:教頭) ○朝会及び講演会(適宜:生徒指導担当)
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の検討、見直し(生徒支援委員会:教頭) ○学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ(編成会議:教頭) ○小中入学生の児童・生徒情報引継(幼小中連携:教務主任・担任)

2 重大事態への対処

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

【 重大事態の意味について 】

法 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

(1) 発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

(2) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

① アンケート実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

② 面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・ 生徒への面談は、**毎回複数名**で聴き取りを行う

(3) 調査結果の情報提供及び報告

① 被害児童生徒・保護者への報告

② 教育委員会を通して首長への報告

※ ②の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付